

# 日本英文学会ハラスメント防止ガイドライン

## 1. 目的

日本英文学会(以下、「本学会」という)は、さまざまなハラスメントを防止することにより、本学会に所属する会員が、独立した人格を持つ個人として相互に敬意を払い合いながら、自由闊達な学術教育活動を委縮することなく行いうる環境を整備することを目指して、本ガイドラインを定めます。

## 2. 基本方針

本学会は、日本における英米語学文学の研究を促進および普及させ、広く文化の向上に貢献することを目指す学術団体として、すべての会員等の安全と尊厳を脅かすいかなる人権侵害ならびにハラスメントも容認しません。また、学会内でのハラスメントの発生を予防するために、すべての会員の協力を得て、ハラスメント防止の啓発に努めるとともに、ハラスメントが生じないような環境作りに取り組みます。

## 3. 適用範囲

本ガイドラインは、原則として会員等の間で生じた学会活動に関わるあらゆる行為について適用されます。

## 4. 定義

本規定におけるハラスメントとは、会員の権利や尊厳を脅かし、会員に研究や職務遂行上の不利益を与える、あるいは研究や職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与える言動を広く指します。下記に列挙するハラスメントの区分は暫定的なものであり、上記の定義に該当するものはすべてハラスメントになります。

- 1) アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の地位又は権限を利用した不適切で不当な言動をいいます。
- 2) パワー・ハラスメントとは、学会活動上の地位、権限や人間関係などの優位性を背景にした不適切で不当な言動をいいます。
- 3) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動、また、性別や性的指向、性同一性などに関する不適切で不当な言動をいいます。
- 4) ライフイベントに関するハラスメントとは、妊娠、出産、育児、介護など人生上に起きる出来事に関する不適切で不当な言動をいいます。

5) その他の人権侵害とは、人種、国籍、信条、年齢、障害の有無などに基づく差別的な言動、相手の人格権その他の人権を侵害する言動をいいます。

5.

本学会は、ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメントの相談を受け付けます。さらにハラスメント相談委員会を設け、相談窓口からの報告に基づいて相談に対応します。その過程でハラスメントに関して相談したり、事実関係の確認に協力したりすることで当事者が不利益な扱いを受けることのないよう、また情報が外部に漏れることのないよう、十分な配慮を行います。

6.

本学会は、よりよい学術教育活動を目指すべく、ハラスメント防止に向けた体制と環境を整備するとともに、会員の協力を得てハラスメント抑止に向けた啓発に努めます。ハラスメント防止に関する適切な情報提供を行うとともに、ハラスメントを行わない思考と行動様式を身につけるよう個々の会員の意識向上を支援し、ハラスメントの抑止に努めます。

(2024. 6. 4. 理事会にて承認)